

鳥取県告示第490号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月6日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
平田成正	ひらた内科クリニック	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	平成24年6月28日	平成24年7月31日	介護予防訪問看護、 介護予防訪問リハビリテーション、 介護予防居宅療養管理指導、 介護予防通所リハビリテーション